

## 「災害に強い森づくり事業」の実施状況について

令和 2 年 12 月 22 日  
千葉県農林水産部森林課

昨年度の台風により、多数の風倒木が発生し、道路や電線等の重要インフラ施設に被害を与えたが、その未然防止に向けた取組のひとつとして、国により創設された「重要インフラ施設周辺森林整備事業」を活用した「災害に強い森づくり事業」を本年度より実施している。

### 【事業概要】

#### 1 目的

国が創設した重要インフラ周辺森林整備を活用し、林所有者自らの努力だけでは適切な管理が期待できない、重要インフラ施設に近接する森林において、風倒木や土砂等流出等による施設への被害の未然防止につながる森林整備を支援する。

#### 2 要件

市町村、森林所有者及び重要インフラ施設管理者等による協定が締結されていること。

#### 3 補助事業者

市町村

#### 4 事業主体

市町村、林業事業者(森林組合、森林整備法人、NPO 法人、県が認めた民間事業者)

#### 5 事業対象となる最小面積

1 施行地あたり 0.1 ha

#### 6 施業内容

特殊地拵え※1、植栽、保育間伐、更新伐、発生材の運搬※2

#### 7 補助率

##### (1) 事業主体が市町村の場合

特殊地拵え、植栽、保育間伐、更新伐・・・5/10 (国 3/10、県 2/10)

発生材の運搬・・・4/10 (県 4/10)

##### (2) 事業主体が市町村以外の場合

特殊地拵え、植栽、保育間伐、更新伐・・・5/10 以上 (国 3/10、県 1/10、市町村 1/10 以上)

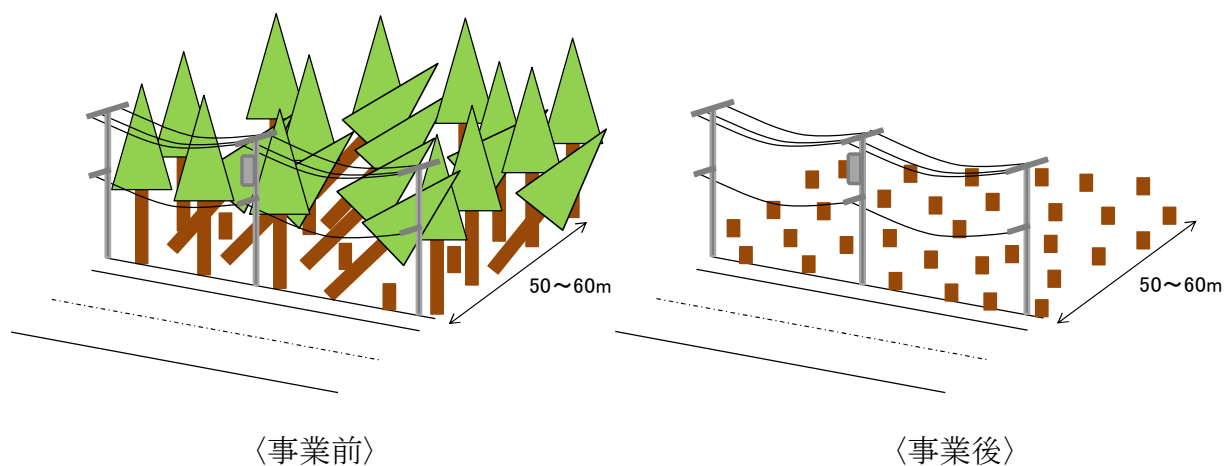
発生材の運搬・・・5/10 以上 (県 4/10、市町村 1/10 以上)

## 8 実施状況

11月末時点で7市町11箇所の事業実施を見込んでおり、現在4市6箇所で事業が進められ、他の箇所についても12月中に事業に着手する予定である。

今後は、風倒木が多かった市町村を中心に、被害箇所における現地調査のための技術指導や、事業実施箇所の選定に係る助言を行うほか、説明会等を通じて先行自治体の事例を紹介することなどにより、更なる事業の推進に取り組む。

### 【事業のイメージ（例：風倒被害森林の特殊地拵え）】



### 【事例：八街市内】

